

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2022年度診療報酬改定 地域包括診療料（病院薬剤師版）

作成：日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)別表第一 医科点数表」
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)別添1 医科点数表」
 2022年3月4日 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(告示)」
 2022年3月4日 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」
 2022年度診療報酬 疑義解釈(その1~その28)

本資料は算定要件のうち
特に病院薬剤師や多職種連携に注目した資料を作成しました

凡例

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20221220-2030

本資料は、2022年12月20日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

地域包括診療料は、地域における慢性疾患患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行う目的で平成26年に新設されました

地域包括診療料等を届け出していない理由として、「施設基準が厳しい」「患者が少ない」「医師の負担が重い」といったことが挙げられていました

ここ数年の地域包括診療料の算定回数は横ばいの状況です

地域包括診療料・加算を届け出していない理由

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%

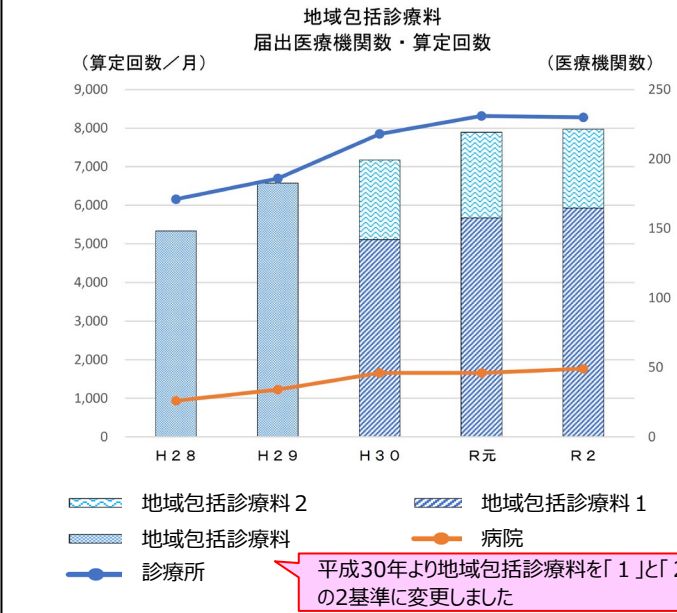
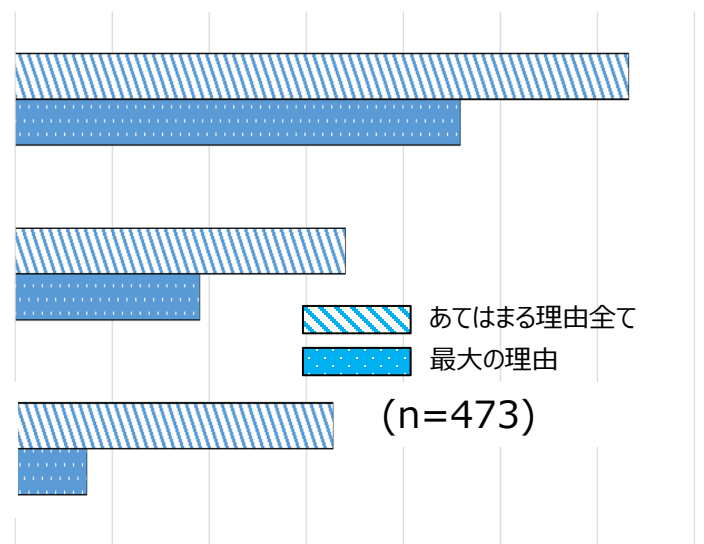
施設基準の要件を満たすことが困難であるから

外来患者に算定対象となる患者が少ない・少ないから

他院への通院状況等、把握しなければならない項目が多く、医師の負担が重いから

あてはまる理由全て
最大の理由

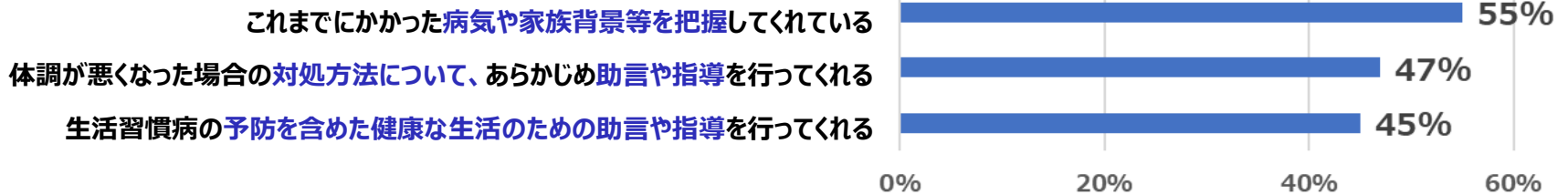
(n=473)



患者への「かかりつけ医に求める役割」に関するアンケート結果では、丁寧な対応や指導に期待を寄せていることが示されました

患者アンケート

かかりつけ医に求める役割 (複数回答) (n=1,252)



【出典】 中医協総会 令和3年7月7日 外来(その1)より抜粋し、日医工にて加工

本資料は、2022年12月20日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- ・医師のタスク・シフト/シェアとして、患者への生活指導について、薬剤師等も対応することが認められました
- ・対象疾患が拡大され、予防接種に関する相談対応等も要件に追加されました

外来の機能分化の観点から、主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価したもの

対象医療機関	項目	点数	対象患者、概要
200床未満の病院 診療料「1」と「2」の違いは施設基準の対応項目数による	地域包括診療料 1	1,660点/月1回	外来患者で下記疾患のうち2つ以上有する者 ・高血圧症 ・糖尿病 ・脂質異常症 ・認知症 ・慢性心不全 ・慢性腎臓病 } 追加された疾患
	地域包括診療料 2	1,600点/月1回	
	↳ 薬剤適正使用連携加算		30点/1回

地域包括診療料の包括対象外の点数		
薬剤適正使用連携加算	時間外加算	休日加算又は深夜加算
小児科を標榜する保険医療機関における		
夜間・早朝等加算	時間外加算	休日加算又は深夜加算
地域連携小児夜間・休日診療料	診療情報提供料(Ⅱ)	連携強化診療情報提供料
在宅患者訪問診療料(Ⅰ)	在宅患者訪問診療料(Ⅱ)	在宅時医学総合管理料を除く在宅医療
投薬		

【2022/4/11疑義解釈その3】

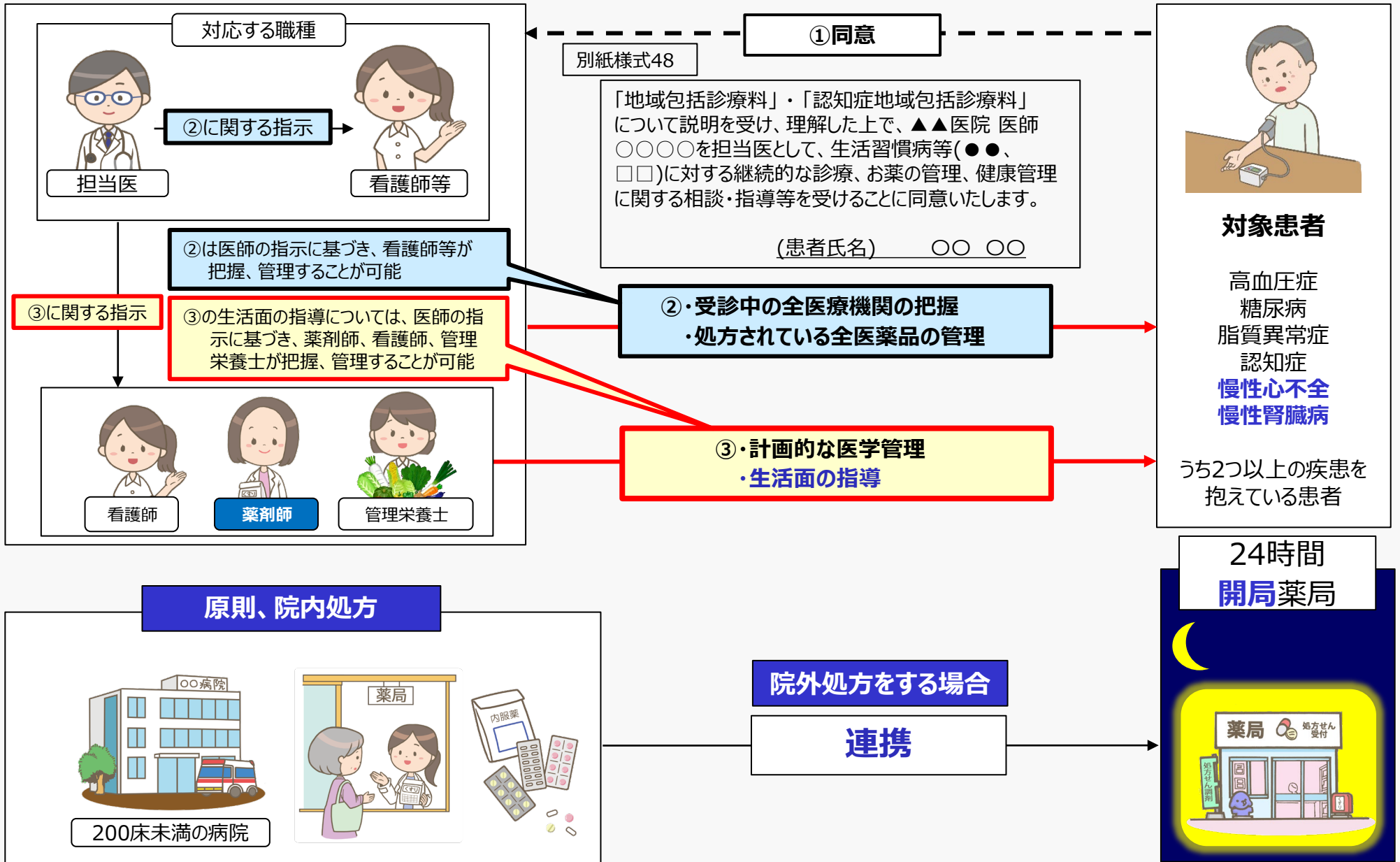
①「慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る）」の慢性維持透析には、血液透析又は腹膜透析のいずれも含まれる

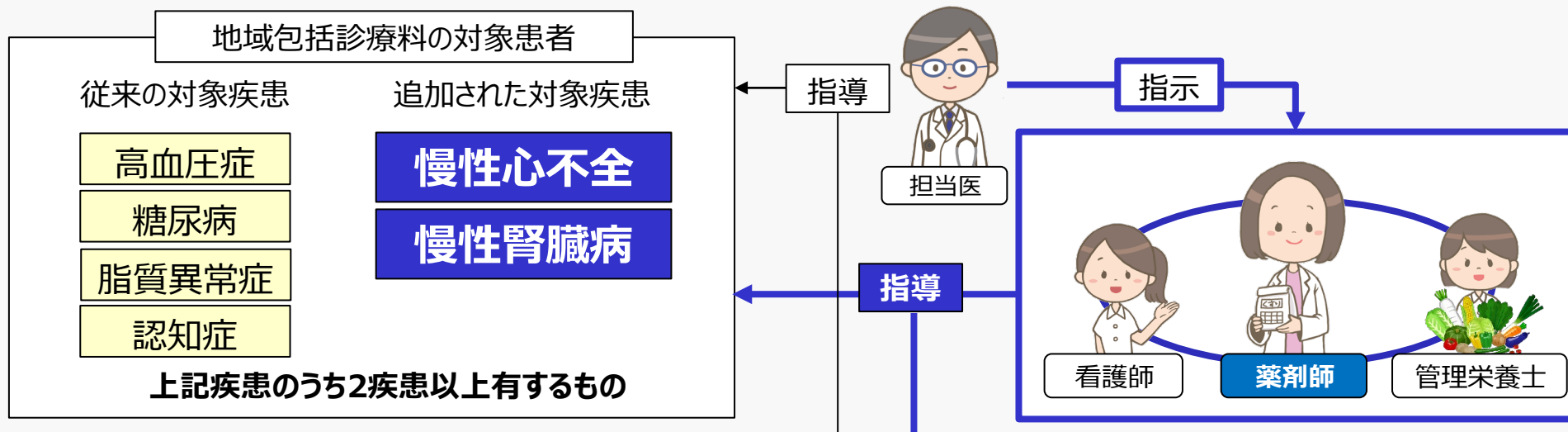
②患者が他の保険医療機関において慢性維持透析を行っている場合も、「慢性維持透析を行っている」場合に該当する

③月の途中から慢性維持透析を開始した場合、透析の開始日前に実施した診療については、地域包括診療料は月1回に限り算定するものであるため算定不可

	項	算定要件の概要
地域包括診療料	(1)	・初診での算定不可
	(2)	・対象疾患(6疾患のうち2疾患以上を有するもの) ・他医療機関で算定している患者でも、疾患が重複しなければ算定可
	(3)	・担当医の指定と慢性疾患の指導に係る研修修了 ・生活指導に対応できる多職種でも可
	(4)	・計画的な管理と指導
	(5)	健康相談、介護保険相談、予防接種相談の対応 院内掲示等による周知
	(6)	往診、訪問診療の対応と24時間対応可能な連絡先の提供
	(7)	抗菌薬の適正使用の推進
加算	(8)	【薬剤適正使用連携加算】 ・医療機関等への情報提供、連携 ・対象患者 ↳他の保険医療機関入院患者、介護老健保健施設等入居者 ・算定頻度－退院、退所日の翌月までに1回

(4) 計画的な管理と指導の内容
●患者の同意と計画的な管理と指導
●受診医療機関の把握と処方医薬品の管理
●原則院内処方
●院外処方する場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・24時間開局薬局との連携 ・全受診医療機関の把握と処方医薬品の管理 ・患者の受診医療機関と当該診療料算定についての薬局への情報提供 ・お薬手帳の活用 ・投薬内容の診療録への記載
●時間外の間合せに関する体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の情報提供 ・連絡受付時の速やかな対応
●当該医療機関における検査の実施
●健康診断や検診の受診勧奨、その他結果等の診療録への添付・記録
●要介護認定に係る主治医意見書の作成
●予防接種状況の把握、相談対応
●同意書の作成と診療録への添付
●7種類以上の内服薬投薬に係る減算免除
●認知症患者における家族への対応





<p>看薬</p> <p>喫煙</p>	<p>看栄</p> <p>運動</p>	<p>栄看</p> <p>栄養</p>	<p>看</p> <p>休養</p>	<p>栄看</p> <p>体重管理</p>
<p>看薬</p> <p>血圧</p>	<p>薬看</p> <p>服薬</p>	<p>看薬栄</p> <p>飲酒</p>	<p>その他の療養を行うに当たっての問題点等</p> <p><input type="checkbox"/> 医師以外で主に治療管理の指導ができると考えられる職種</p>	

地域包括診療料を算定する病院が院外処方をする際には、連携する薬局に対して様々な事が求められます

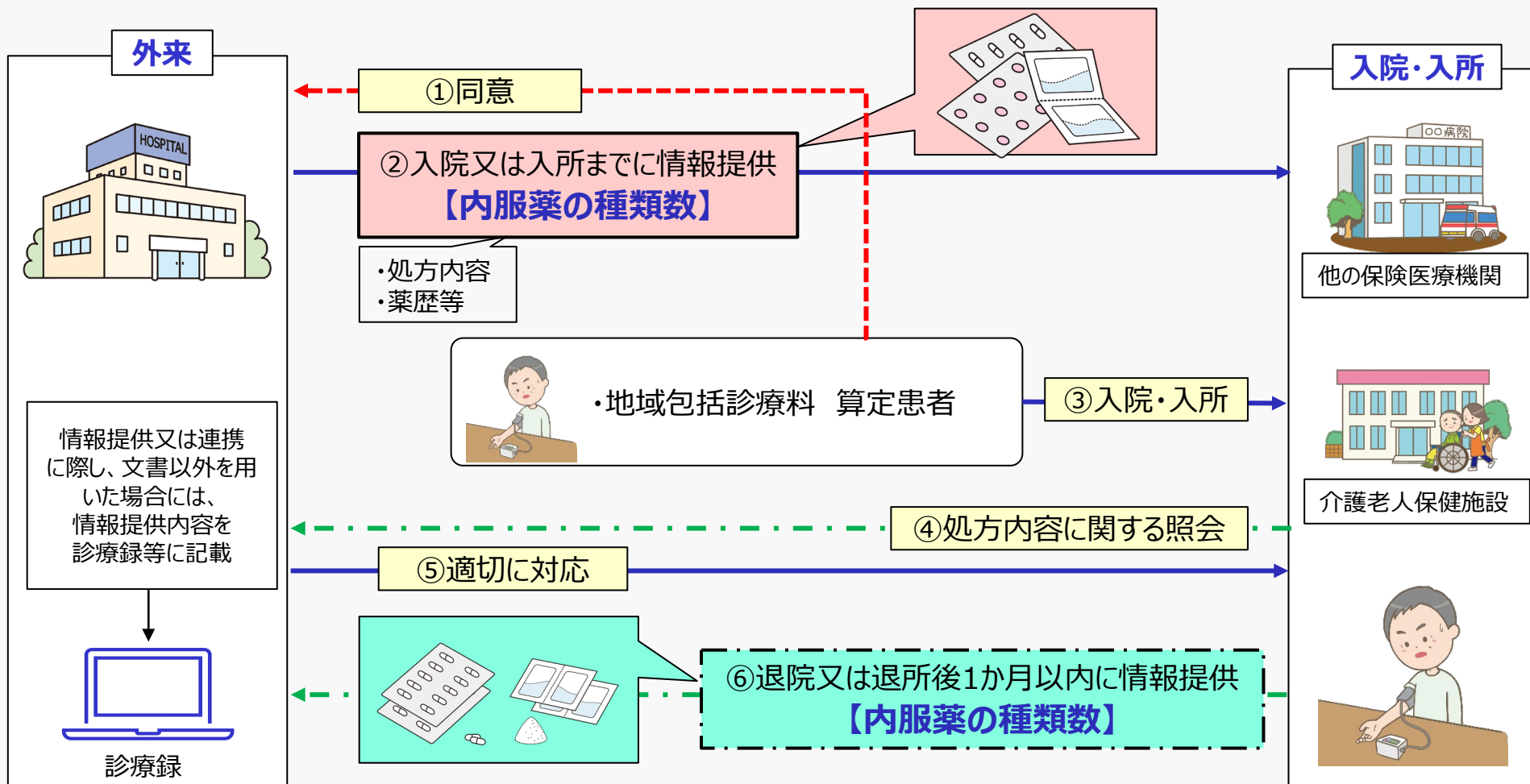
病院版	詳細
連携を求められる薬局	<ul style="list-style-type: none"> ● 24時間開局薬局 ● 24時間開局薬局リストを渡した上で、患者が選定した薬局
薬局に求められる内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者が受診している全医療機関の把握 ● 薬剤服用歴を一元的かつ継続的に管理 ● 投薬期間中の服薬状況等を確認及び適切な指導 ● 当該患者の服薬に関する情報を医療機関に提供
薬局への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該患者が受診している医療機関のリスト ● 地域包括診療料を算定している旨を処方箋に添付
患者への指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該医療機関を受診時に、薬局若しくは当該医療機関が発行するお薬手帳を持参させる <p>当該患者の院外処方を担当する保険薬局から文書で情報提供を受けることでもよいが、その場合、事後的にお薬手帳の提示に協力を求めることが望ましい</p>
診療録への添付	<ul style="list-style-type: none"> ● お薬手帳のコピー ● 保険薬局からの文書のコピー ● 地域包括診療料算定時の投薬内容

地域包括診療料「1」は全項目、「2」は1~7を満たすこと

項	項目	主な内容
1	対象医療機関	許可病床数が 200床未満の病院
2	医師の配置	慢性疾患 研修を修了した医師 の配置
3	相談対応	健康相談、予防接種に係る相談 を実施している旨を 院内掲示
4	院外処方の場合	(診療所)24時間対応をしている薬局と連携
5	禁煙	敷地内禁煙 、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙
6	介護保険対応	介護保険制度の相談を実施している旨を院内掲示、下記のうち いずれか一つを満たす <ul style="list-style-type: none"> ● 指定居宅介護支援事業者の指定、常勤の介護支援専門員を配置 ● 居宅療養管理指導又は短期入所療養介護等を提供した実績 ● 同一敷地内に介護サービス事業所を併設 ● 地域ケア会議に年1回以上出席 ● 介護保険によるリハビリテーションを提供していること ● 担当医が介護認定審査会の委員の経験 ● 担当医が主治医意見書に関する研修会を受講 ● 担当医が、介護支援専門員の有資格者 ● (病院)総合機能評価加算の届出を行っていること又は介護支援等連携指導料を算定
7	届出要件 右記全てを満たす→	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケア病棟入院料の届出 ● 在宅療養支援病院の届出
8	実績 右記全てを満たす→	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近1年間に継続的な外来診療を経て、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の「1」、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は往診料を算定患者数の合計が、10人以上であること ● 直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者の割合が70%未満であること

【2022/6/29疑義解釈その15】
「慢性疾患の指導に係る適切な研修」は、日本医師会生涯教育制度においては、29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病の4つのカリキュラムコードを含め、研修をe-ラーニングにより受講してもよい
e-ラーニングにより受講する場合は「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日事務連絡)別添1の問257の記載事項に留意すること

本資料は、2022年12月20日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



入院・入所前の内服薬の種類数よりも、退院・退所後の内服薬の種類数の方が少ない事

②入院又は入所までに情報提供【内服薬の種類数】



⑥退院又は退所後1か月以内に情報提供【内服薬の種類数】

- 地域包括診療料は、慢性疾患患者に対する継続的かつ全人的な医療を行う目的で平成26年度に新設されましたが、算定回数はこちら数年横ばいの状況でした
- 地域包括診療料等を届け出していない理由として、「施設基準が厳しい」「患者が少ない」「医師の負担が重い」といったことが挙げられていました
- 2022年度改定では、対象疾患に「慢性心不全」「慢性腎臓病」が追加され、医師のタスク・シフト/シェアの観点から、生活指導への対応に薬剤師等との連携が認められました
- 今後の地域包括ケアシステムの構築に向け、中小規模病院、診療所に対する生活習慣病や認知症への関与の期待は大きく、地域包括診療料の算定が望まれています



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>